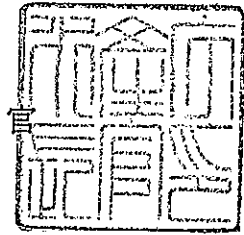


宮城県知事 殿

水産庁長



遊漁船業の実施に関する規程（業務規程）例の一部改正について

小型船舶乗船者の海中転落による死者・行方不明者は、毎年80人前後であり、これらの者の救命胴衣等の着用率が低いという状況に鑑み、国土交通省は、小型船舶乗船者のうち、これまで救命胴衣等の着用が義務付けられていた者に加え、原則として船室外にいる全ての乗船者にその着用を義務付けることを趣旨とする船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号。以下「運輸省令」という。）の一部改正を行ったところである（平成29年2月1日公布、平成30年2月1施行）。

一方、遊漁船については、遊漁船業者が遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第11条の規定に基づき、遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、都道府県知事に届け出ることとなっているところ、運輸省令第137条第4項の規定により、業務規程を届け出た遊漁船業者が当該業務規程に従って運航する船舶に乗船している者については、救命胴衣等の着用措置が適用されないこととなっている。

このため、水産庁は、遊漁船業者が遊漁船利用者の安全の確保等を図るため、業務規程例（平成15年3月7日付け14水管第3670号水産庁長官通知）を定め、当該規程例において、遊漁船業者が運輸省令と同等の条件で遊漁船乗船者に救命胴衣等を着用させることができるよう規定しているところである。

今般の運輸省令の改正を踏まえ、遊漁船においても、遊漁船業者が、原則として船室外の全ての遊漁船乗船者に救命胴衣等の着用を義務付けられるよう、業務規程例を別添のとおり改正したところである。

については、貴管下の遊漁船業者等に対して、改正内容を周知徹底するとともに、速やかに業務規程を変更するよう指導を願いたい。また、遊漁船業の適正化に関する法律第11条に基づき届出のあった業務規程の状況について平成30年1月末までに水産庁に報告願いたい。

